

序議付議事案書

開催・令和7年11月21日

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史
件 名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
関係事項	部課機関		
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>東京都の休暇制度に準じて、子育て部分休暇制度を導入するため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>小学校就学前までの子を養育する職員を対象とした育児休業法により認められている部分休業制度の延長として、小学校低学年（小学3年生までの子）を養育する職員について、子育て部分休暇制度（無給）を導入する。</p> <p>なお、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>			
2. 経過（現時点に至るまでの経過）			
総務課審査済み。			
3. 留意事項（問題点等）			
4. 主管部処理案（検討結果等）			
令和7年第4回市議会定例会に議案として提出したい。			
5. 審議結果			
決定			